

○名古屋市福祉有償運送運営協議会条例

平成27年3月18日

条例第13号

改正 令和3年条例第7号

令和5年条例第37号

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(令3条例7・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者（以下「一般旅客自動車運送事業者」という。）又はその組織する団体の代表者
- (3) 福祉有償運送の利用者の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 福祉有償運送を行っている団体の代表者
- (6) 学識経験のある者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員全員の一致により決するものとする。

(参考人の出席)

第7条 協議会において必要があると認めたときは、関係者その他の参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第37号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。